

公益財団法人日本応用酵素協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本応用酵素協会（以下「この法人」という。）の定款第13条、第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（交通費、宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、第2条第1号から第2号で定めた役職者の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員及び評議員は第4条に定める報酬等を辞退することができる。

(報酬等の額)

第4条 この法人の理事に対する報酬等の総額は年額5,000,000円以内とし、監事に対する報酬等の総額は年額1,000,000円以内とする。

- 2 この法人の常勤役員には別表1の額を支給することができる。
- 3 この法人の役員及び評議員に対する報酬等は一日当たり30,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として支給することができる。

- 4 第1項の規程にかかわらず、監事に対して、この法人の監事監査又はこれに準ずる監査、指導等を行った都度、一案件に対する報酬等は100,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として支給することができる。
- 5 定款第4条第1項第1号に掲げる事業の対象者の選考及び審査の報酬は、50,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として支給することができる。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は定時評議員会の開催月の月末、もしくは翌月末に支払うものとする。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第6条 この法人は、第2条で定めた役職者がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日（平成23年10月3日）から施行する。（平成22年11月15日 第167回理事会議決）

別表1 常勤役員の報酬額

職位	年間報酬額
業務執行理事（専務理事）	3,600,000円

【改定履歴】

2011年12月2日改定

2022年11月28日改定

2024年6月12日改定